

# 品川区食品衛生推進員設置要綱

制定	平成9年10月27日	区長決定
		要綱第88号
改正	平成13年4月1日	要綱第31号
改正	平成16年2月27日	要綱第17号
改正	平成21年3月10日	要綱第72号
改正	平成27年2月3日	要綱第26号
改正	令和3年6月1日	要綱第216号

## (目的)

第1条 この要綱は、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進し、もって区民の食生活の安全確保に寄与するため、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第67条の規定に基づく品川区食品衛生推進員（以下「推進員」という。）を設置し、その円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 推進員 食品等事業者の自主管理の推進および区が行う食品の安全確保事業の推進に協力する者で、区長が委嘱する者をいう。
- (2) 食品等事業者 法第3条第1項に規定する食品もしくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、もしくは販売することもしくは器具もしくは容器包装を製造し、輸入し、もしくは販売することを営む人もしくは法人または学校、病院その他の施設において継続的に不特定もしくは多数の者に食品を供与する人もしくは法人をいう。

## (職務)

第3条 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 食品等事業者への支援 食品等事業者からの食品衛生に関する相談に応じ、助言等を行うこと。
- (2) 保健所事業への協力
  - ア 食品衛生推進会議に参加し、地域の食品衛生の向上等に関する必要な提言等を行うこと。
  - イ 地域の食品衛生に関する情報を収集するとともに食品衛生行政の施策に必要な協力をする事
  - ウ 保健所が実施する食品衛生に関する普及啓発活動に協力すること。

## (委嘱)

第4条 推進員は、次の各号に掲げる条件の一つを満たす者で、社会的信望があり、かつ食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 食品等事業者またはその業務に従事する者
- (2) その他区長が適当と認める者

## (責務)

第5条 推進員は、第3条に規定した職務を遂行する上で知り得た食品等事業者のプライバシーや営業上の情報を、他に漏らしてはならない。

2 推進員は、区または都等が主催する講習会を受講し、その職務を遂行するために必要な知識、技術等の習得に努めなければならない。

## (定数)

第6条 推進員の定数は、18名以内とする。

(任期)

第7条 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する推進員が当該規定に該当しなくなったときまたは区長が必要と認めたときは、推進員の委嘱を解くことができる。

(謝礼)

第8条 区長は、推進員に、予算の範囲内において、謝礼を支払うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成9年10月30日から、適用する。

2 平成9年度に委嘱する推進員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から、適用する。

付 則

この要綱は、平成16年2月27日から、適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から、適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から、適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から、適用する。